

# 令和4年度不正防止及び研究費におけるコンプライアンス研修

本研修会は、SDとして開催いたします。

主催： 公立大学法人九州歯科大学事務局  
(総務課／教務企画課)

# 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

## 【令和3年度】

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種別(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日
2021-01	<a href="#">昭和大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん等)の認定について</a>	医学	昭和大学	昭和大学 医学部麻酔科学講座 元講師、元教授、元助教、助教	捏造、改ざん、不適切なオーサiership	令和2年3月6日	令和3年3月2日
2021-02 (2018-08追加調査)	<a href="#">京都大学元教授による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について</a>	地震地質学	京都大学	京都大学 大学院理学研究科 元教授	捏造、改ざん	平成31年4月8日	令和3年9月22日
2021-03	<a href="#">一橋大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	会計学	一橋大学 京都産業大学 松山大学	一橋大学 大学院経営管理研究科 教授	盗用	一橋大学: 令和元年11月20日 京都産業大学: 令和元年11月12日 松山大学: 令和元年11月14日	一橋大学: 令和3年6月16日 京都産業大学: 令和3年5月31日 松山大学: 令和3年6月4日
2021-04	<a href="#">関西大学教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	経済政策	関西大学	関西大学 教授	盗用	令和3年3月9日	令和3年9月17日
2021-05	<a href="#">鳥取大学元准教授による研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について</a>	農学	鳥取大学	鳥取大学 学術研究院農学系部門(農学部共同獣医学科) 元准教授	盗用、不適切なオーサiership	令和2年10月20日	令和3年12月2日
2021-06	<a href="#">名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について</a>	化学	名古屋大学	名古屋大学 元大学院生	捏造、改ざん	令和2年11月16日	令和3年11月29日
2021-07	<a href="#">会津大学教授による研究活動上の不正行為(自己盗用)の認定について</a>	コンピュータ理工学	会津大学	会津大学 コンピュータ理工学部 教授(現 理事 理事長兼学長)	自己盗用	令和2年9月23日	令和4年2月28日
2021-08	<a href="#">福岡歯科大学元准教授による研究活動上の不正行為(捏造・盗用)の認定について</a>	細胞分子生物学	福岡歯科大学	福岡歯科大学 元准教授、東北大学 元准教授(福岡歯科大学元准教授の転出先所属の元准教授)	捏造、盗用	平成30年2月5日	令和3年9月8日
2021-09	<a href="#">北里大学元教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について</a>	医学・放射線科学	北里大学	北里大学 医療系研究科 元教授	改ざん	令和3年7月6日	令和4年3月29日
2021-10	<a href="#">久留米大学教員による研究活動上の不正行為(二重投稿・自己盗用・不適切なオーサiership)の認定について</a>	医学	久留米大学	久留米大学 医学部教授、医学部元准教授、医学部助教、人間健康学部教授	二重投稿、自己盗用、不適切なオーサiership	令和2年9月10日	令和3年12月22日
2021-11	<a href="#">名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について</a>	化学	名古屋大学	名古屋大学 元大学院生、教授、准教授	捏造、改ざん	令和2年8月17日	令和4年2月2日
2021-12	<a href="#">人間文化研究機構国立国語研究所准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	日本語教育	人間文化研究機構	人間文化研究機構国立国語研究所日本語教育研究領域 准教授	盗用	令和2年9月9日	令和4年3月17日
2021-13	<a href="#">宮城学院女子大学准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	人文社会科学	宮城学院女子大学	宮城学院女子大学学芸学部 准教授	盗用	令和3年3月22日	令和4年4月11日

# 文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

## 【令和元年度】

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に關与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種類(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日
2019-01	<a href="#">東洋英和女学院大学人間科学部所属教員による研究活動上の不正行為(捏造・盗用)の認定について</a>	ドイツ政治文化思想史	東洋英和女学院大学	東洋英和女学院大学人間科学部 教授	捏造・盗用	平成30年10月4日	平成31年4月26日
2019-02	<a href="#">創価大学経営学部所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	経営学	創価大学	創価大学 経営学部 教授	盗用	平成30年6月7日	令和元年5月10日
2019-03	<a href="#">神戸学院大学元教員による研究活動上の不正行為の認定について</a>	薬学	神戸学院大学	神戸学院大学 薬学部 元助教、教授	改ざん	平成30年7月5日	令和元年6月5日
2019-04	<a href="#">横浜国立大学における研究活動上の不正行為(捏造)の認定について</a>	生化学、分子生物学	横浜国立大学	横浜国立大学大学院博士後期課程学生、教員	捏造	平成30年11月21日	令和元年6月20日
2019-05	<a href="#">東京理科大学教員による研究活動上の不正行為(盗用、改ざん)について</a>	組織分析学	東京理科大学	東京理科大学 経営学部 教授	改ざん、盗用 二重投稿	平成28年9月1日	令和元年7月23日
2019-06	<a href="#">中村学園大学所属教員による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	商学、経済政策	中村学園大学	中村学園大学 流通科学部 准教授	盗用、二重投稿	令和元年6月19日	令和元年10月11日
2019-07	<a href="#">広島大学における研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	教育学	広島大学	広島大学大学院教育学研究科博士課程後期・大学院生	盗用	平成30年7月13日及び18日	令和元年12月23日
2019-08	<a href="#">京都府立医科大学及び関西医科大学の元教員による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について</a>	医学	京都府立医科大学、関西医科大学	京都府立医科大学大学院医学研究科 教授(当時)・関西医科大学医学部 助教(当時)、京都府立医科大学大学院医学研究科 准教授(当時)3名	捏造、改ざん	①平成23年11月30日 ②平成25年2月12日 ③平成24年1月17日	①令和元年5月30日 ②令和元年8月6日
2019-09	<a href="#">元熊本大学所属教員による研究活動上の不適切行為(二重投稿)の認定について</a>	工学	熊本大学	熊本大学大学院先端科学研究部 助教、教授	二重投稿	平成31年4月22日	令和元年12月6日
2019-10	<a href="#">日本大学における研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について</a>	法学	日本大学	日本大学 法学部 教授	盗用、二重投稿	平成31年2月18日	令和2年3月4日

出典: 文部科学省HP [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360845.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360845.htm)

## 【令和2年度】

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に關与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種類(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日
2020-01	<a href="#">工学院大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について</a>	工学	工学院大学	工学院大学 工学部 教授	改ざん	平成31年3月6日	令和2年4月14日
2020-02	<a href="#">同志社大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	社会学	同志社大学	同志社大学 大学院社会学研究科 元大学院生	盗用	平成30年9月13日、9月25日、平成31年1月23日	令和2年7月22日
2020-03	<a href="#">杏林大学准教授による研究活動上の不正行為(不適切な流用)の認定について</a>	経営学	杏林大学	杏林大学 総合政策学部 准教授	不適切な流用	令和元年9月11日	令和2年9月28日
2020-04	<a href="#">同志社大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	開発経済学	同志社大学	同志社大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科 元大学院生	盗用	平成31年4月22日	令和2年10月23日
2020-05	<a href="#">愛知学院大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造等)の認定について</a> (2017-08追加調査)	保存治療系歯学	愛知学院大学	愛知学院大学 歯学部元講師、薬学部准教授、歯学部教授、歯学部元准教授、歯学部講師、薬学部助教、歯学部元非常勤教員4名、歯学部元大学院生、歯学部元専科専攻生	捏造、不適切なオーサーシップ	(2017-08追加調査)	令和2年4月7日
2020-06	<a href="#">旭川医科大学元教授による研究活動上の不正行為(盗用等)の認定について</a>	医学	旭川医科大学	旭川医科大学 医学部 元教授	盗用、不適切なオーサーシップ	令和2年3月16日	令和2年12月17日
2020-07	<a href="#">徳山大学准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	教科教育学	徳山大学	徳山大学 准教授	盗用	平成31年3月29日	令和2年12月8日
2020-08	<a href="#">国立循環器病研究センター元室長による研究活動上の不正行為(捏造・改ざん)の認定について</a>	医学	国立循環器病研究センター	国立循環器病研究センター 研究生化学部 元室長、研究所 元所長	捏造、改ざん	令和2年6月30日	令和3年1月29日
2020-09	<a href="#">名古屋大学元大学院生による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について</a>	神経科学	名古屋大学	名古屋大学 元大学院生 教授	改ざん	令和元年7月11日	令和2年11月24日
2020-10	<a href="#">青山学院大学准教授による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	法学	青山学院大学	青山学院大学 法学部 准教授	盗用	令和2年5月27日	令和3年2月12日
2020-11	<a href="#">筑波大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について</a>	医学	筑波大学	筑波大学 大学院人間総合科学研究科 元大学院生	盗用	令和2年4月6日	令和3年2月1日

出典: 文部科学省HP [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360846.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360846.htm)

# 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(概要)

～不正行為に対する研究者、研究機関の責任の観点から～

**研究者(先生方, 大学院生)による対応が必要!**

## 不正行為に関する基本的考え方

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起りにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

### 研究者の責任

#### 【公正な研究】

- 科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理
  - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
  - ・研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

#### 【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開  
(研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献)

#### 【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守

#### 【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明

### 大学等の研究機関の責任

#### 【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進
  - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する規程・体制の整備・公表
  - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

#### 【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
  - ・研究倫理教育の実施
    - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
    - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
    - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
  - ・一定期間の研究データの保存・開示の義務付け

#### 【不正事案発生後の対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
  - ・調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)
  - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
  - ・調査の専門性に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

### 違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限  
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 組織内部規程に基づく処分

### 違反に対する措置

- 間接経費の削減
  - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合、また、正当な理由なく調査が遅れた場合に措置

出典: 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/oudou/26/08/\\_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf)

## 研究者の責任

### 【公正な研究】

- 科学研究は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行。
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理。
  - ・ 共同研究における個々の**研究者間の役割分担・責任の明確化**
  - ・ **研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**

### 【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに公開（研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献）。

### 【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、**法令や関係規則の遵守**。

### 【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、**自己の責任において科学的根拠を示し、説明する必要がある**。

## 違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限（競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする。）
- 組織内部規程に基づく処分。

## 【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。
- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進

### 研究者の責任

#### 【公正な研究】

- 科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理
  - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
  - ・研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

#### 【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開  
(研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献)

#### 【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守

#### 【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明

#### 違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限  
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 組織内部規程に基づく処分

### 大学等の研究機関の責任

#### 【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進
  - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する規程・体制の整備・公表
  - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

#### 【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
  - ・研究倫理教育の実施
    - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
    - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
    - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
  - ・一定期間の研究データの保存・開示の義務付け

#### 【不正事案発生後の対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
  - ・調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)
  - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
  - ・調査の専門性に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

#### 違反に対する措置

- 間接経費の削減
  - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合、また、正当な理由なく調査が遅れた場合に措置

# 本学の対応状況

## (1) 特定不正行為及び不適切な行為について（捏造、改ざん、盗用）

- 「**ねつ造、改ざん、盗用**などの不正行為を行わず、加担しない」

（九州歯科大学研究者行動規範）

- 特定不正行為以外の「**論文の二重投稿**」や「**不適切なオーサーシップ**」などについても、文部科学省のガイドラインに基づき「研究活動上の不適切な行為」として禁止。

（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程；平成28年9月1日改正28九歯大第64号通知文書）

## (2) 研究倫理教育の実施

- 本学に所属する**教員及び大学院生は受講を義務化**。（九州歯科大学研究倫理教育の実施に関する要領）  
研究倫理教育プログラムについては、e-learningシステム「APRIN」を活用し、定期的に研究倫理教育を受講。（**※未受講者は必ず受講してください**）

## (3) 規程等の整備状況

- 研究統括管理責任者及び研究倫理教育責任者の設置。  
不正が発生した場合の調査委員会の設置及び一定期間の研究資料等の保管を義務付け。  
（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程）

### ※不適切なオーサーシップ(例)

- 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含める。
- 著者としての資格を有する者を除外する。

# 本学の対応状況

## (4) 研究データの保管について

「九州歯科大学における研究データの保存等に関する方針」 (平成28年9月1日改正28九歯大第64号通知)

### ①研究データ

・文書、数値データ、画像等の「資料」・実験試料、標本等の「試料」・装置

### ②保存方法

- ア 研究者等は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を**実験ノート等の形**で記録に残すこと
- イ 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、**後日の利用・検証に役立つように十分な情報**を記載し、かつ**事後の改変を許さない形**で作成すること
- ウ 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならないこと

### ③保存期間

- ア 研究データのうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後**10年間**とする
- イ 研究データ等のうち、「試料（実験試料、標本）」や「装置等」、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後**5年間**とする など 8



おわりに：

## 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

### 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

#### 【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

#### 【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

#### 【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

令和4年度

研究費におけるコンプライアンス研修

# 研究費におけるコンプライアンスについて

- コンプライアンス教育が必要な理由

国民の貴重な税金から公的研究費が賄われているにも関わらず、公的研究費の不正使用が多発していることから、文部科学省は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改定しました。ガイドラインは定期的なコンプライアンス教育の実施を研究機関に求めているため、令和4年度においても継続して実施をするものです。

- 今回の主な内容

- 1 研究費の不正使用に該当する事案の紹介
- 2 不正防止のための取り組みについて
- 3 研究費ルール等について

# 1 (1) 研究費の不正使用について

## 「預け金」

架空の取引により研究機関に代金を支払わせ、業者に管理させること。

## 「カラ謝金・給与、カラ出張」

意図して実態の伴わない作業謝金等を研究機関に支払わせること。

意図して実態の伴わない出張旅費を研究機関に支払わせること。

## 「旅費の重複受給・二重請求」

出張先機関からの旅費受給に加え、所属機関へ旅費を請求すること。

このような使用をすると

私的・研究目的での使用問わず研究費の不正使用となります。内部監査や会計検査等で必ず発覚しますので、不正な使用は行わないようしてください。

# 1 (2) 研究費の不正使用についての措置

研究費を不正に使用した研究者に対し、九州歯科大学および配分機関は措置を講じます。

## 九州歯科大学の措置

### 調査結果の公表

- ・氏名や不正の内容を公表

### 法的責任の追及

- ・刑事訴訟や民事訴訟

### 人事処分

- ・就業規則等に基づく懲戒解雇、停職、減給等の懲戒処分、訓告・嚴重注意等の措置

## 配分機関の措置 (文科省など国の機関)

### 研究費の取り消し、返還

### 研究申請、参加資格の制限

- ・私的な流用：10年
- ・私的流用以外：1～5年
- ・善管注意義務違反：2年

# 1 (3) 研究費の不正使用に当たった事案の紹介

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	関与した研究者数	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等)
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	カラ出張、目的外使用	7,010,459円	3人	<a href="#">久留米大学における公的研究費の不正使用について (PDF:124KB)</a>
202102	大分大学	平成27、29、30年度	旅費の架空請求及び過大請求	241,760円	1人	<a href="#">大分大学における公的研究費の不正使用について (PDF:97KB)</a>
202108	滋賀県立大学	平成25年度～令和2年度	カラ雇用	2,861,547円	1人	<a href="#">滋賀県立大学における公的研究費の不正使用について (PDF:183KB)</a>

## 2 不正防止のための取り組みについて

研究費不正防止のため、事務局が実施する事項

- 研究費による契約について、全て検収を実施
- 研究費、競争的資金による一部の発注を事務局において実施
- 内部監査の実施
- 納品物品、業務委託の成果物の事後検収の実施
- 高額備品等における事後の実態調査の実施
- 不正行為相談、通報窓口の設置（経営管理部総務課）
- 研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出
- 業者に対して研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出依頼

# 3 (1) 研究費ルール等について

## ①競争的研究費 日本学術振興会科学研究費や厚生労働省科学研究費など

- ・ 学振科研費のルールについては以下をご確認ください。
  - 「科研費ハンドブック」(7月頃配布)
  - 「研究者使用ルール」(交付内定・交付決定の際にPDFを添付)
  - 「科研費FAQ」(日本学術振興会科研費HPに掲載)
- ・ 国民の税金を使用しています。自由に使える費用ではありません。
- ・ 学内や配分機関の規定に従い、研究計画に沿って使用するようにお願いします。

## ②民間企業との研究契約 受託研究費や共同研究費等

- ・ 契約書や学内の規定に従い、使用を行ってください。

## ③本学独自の研究費 個人研究費

- ・ 本学の運営の半分は県からの交付金で賄われています。学内の規定に従って使用してください。



## 3 (2) 学内の主な研究費執行に関するルール

以下は、研究費の主なルールについてわかりやすくまとめたものです。研究費の執行については、事務職員だけでなく、必ず研究者及び研究補助員についても、機関内のルールについて把握してください。

- **発注** 「会計事務に関するポイント」

(学内インフォメーション> 10.事務局> Ⅲ. 参考資料) 【財務管理課】

- **検収** 「検収マニュアル」

<http://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/kenssyuumanual.pdf>

(本学HP> 研究・産学連携> 研究費による執行に対する検収制度) 【総務課】

- **旅費** 「旅費の基本的なルールについて」

(学内インフォメーション> 10.事務局> I.様式等> 4.旅費(出張等)に関する様式等)

【総務課】

## 4 まとめ

- 研究費の不正使用は、納品検収体制、内部監査などの不正防止対策、更には会計検査、告発などの様々な監視の目によりいずれ発覚します。
- 不正防止のためには、学内や配分機関のルールを理解し、それを守ることが重要です。
- 研究費は公的資金であるということを意識して使用するようお願いします。

以上で研修は終了ですが、倫理指針及び研究倫理委員会規則等の改正についてのお知らせをさせていただきます。倫理審査の申請を行う方は以降のスライドをご確認ください。

令和5年1月16日施行

# 倫理指針及び研究倫理委員会規則等 改正のポイント

# 1 改正の経緯

(1) 個人情報保護法 令和2年、令和3年改正



(2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 改正

[資料「令和2年・3年個人情報保護法の改正に伴う生命・医学系指針の改正について」\(令和4年3月\)](#)



(3) 九州歯科大学研究倫理委員会規則等 改正

## 2 研究倫理委員会規則等の主な改正点

①個人に関する情報についての用語の見直し

②インフォームド・コンセント等の手続きの見直し

## ①個人に関する情報についての用語の見直し

改正後は、

「匿名化」の用語を用いないこととなり、

「特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工する」、  
もしくは単に「加工する」

と表記します。

# ①個人に関する情報についての用語の見直し

個人に関する情報についての用語は、個人情報保護法における用語に合わせることとなりました。

匿名加工情報	個人情報保護法が規定する方法で、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工（本人か一切分からない程度まで加工）して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものの
かめい 仮名加工情報	個人情報保護法が規定する方法で、 <u>他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない</u> ように個人情報を加工（対照表と照合すれば本人が分かる程度まで加工）して得られる個人に関する情報（氏名を研究用IDに置き換えるなど、今まで匿名化と呼ばれていたもの）
個人関連情報	個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの（例：ウェブサイトの閲覧履歴、Cookie等の端末識別子等）



## ②インフォームド・コンセント等の手続きの見直し

### 個人情報保護法 学術例外規定の精緻化

改正前は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としていたが、改正により個別の義務規定（第三者提供の制限、安全管理措置等の規定）ごとに学術研究に係る例外規定を設けることとなった。



### 倫理指針 例外要件ごとに規定



本学規則等 「【別紙】インフォームド・コンセント等を受ける手続き」  
(学内インフォメーション>18. 研究倫理委員会>5 (3) R5.1.16更新予定) に反映

## ②インフォームド・コンセント等の手続きの見直し

### 1) 研究対象者から新たに試料・情報を取得して研究を実施する場合【 指針第8の1(1) 】

#### ①試料を用いる研究： 変更なし

#### ②試料を用いない研究

##### <要配慮個人情報を取得する場合>

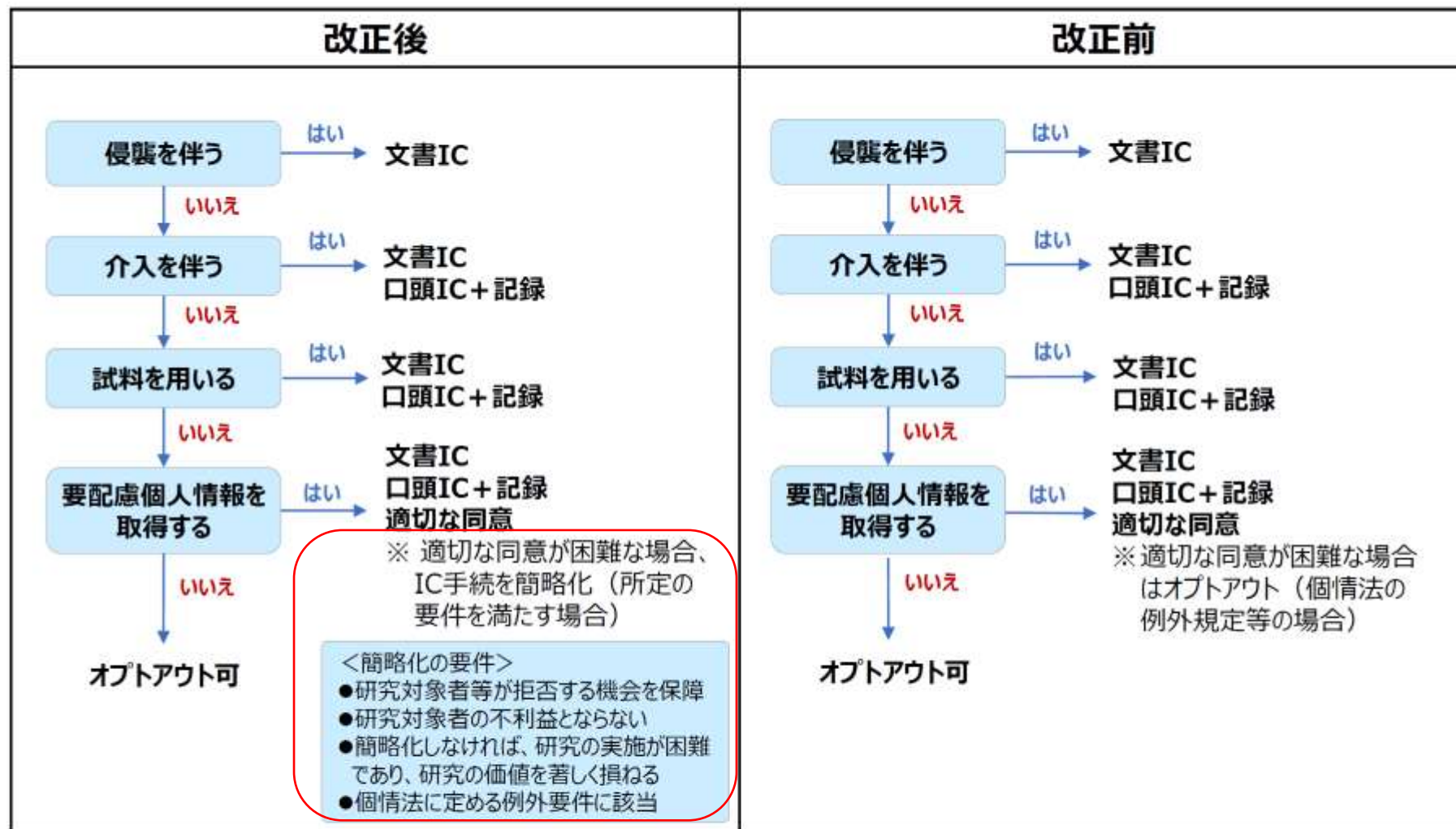
・改正後個人情報法に定める例外要件に該当する場合で、次のいずれの要件にも該当する場合は、IC 等を受ける手続（IC手続）を適切な形で簡略化できるものとした。

- a. 研究の実施等について研究対象者等が拒否する機会を保障
- b. 簡略化することが研究対象者の不利益とならない
- c. 簡略化しなければ、研究の実施が困難であり、又は研究の価値を著しく損ねる

##### <要配慮個人情報以外の情報を取得する場合>

・研究対象者から新たに取得した情報（要配慮個人情報を除く。）を共同研究機関に提供する場合のIC手続については、既存の情報（要配慮個人情報を除く。）を他の研究機関に提供する場合のIC手続を準用する。

# IC手続① 新たに試料・情報を取得して研究を実施する場合



注：オプトアウト＝所定の事項を研究対象者等に通知又は容易に知り得る状態に置く＋研究対象者等が拒否する機会を保障する  
※個人情報法上のオプトアウトとは異なり、個人情報保護委員会への届出等の手続は不要

フローチャートは、指針に規定される内容をわかりやすく示したものであり、指針の規定が網羅的に反映されているものではないため、研究を実施する際には指針本文及びガイダンスをご参照ください。

## ②インフォームド・コンセント等の手続きの見直し

### 2) 自機関で保有する既存試料・情報を用いて研究を実施する場合【 指針第8の1(2) 】

IC手続を行うことなく利用できる既存試料・情報を次のとおりとした。

- ・既に特定の個人を識別できない状態に管理されている試料（当該試料から個人情報取得されない場合）
- ・既存の仮名加工情報
- ・匿名加工情報（試料を用いる研究については、IC取得が困難な場合に限る。）
- ・個人関連情報

#### <試料を用いる研究>

社会的に重要性が高い研究については、以下の場合に既存試料・情報を用いることが可能。

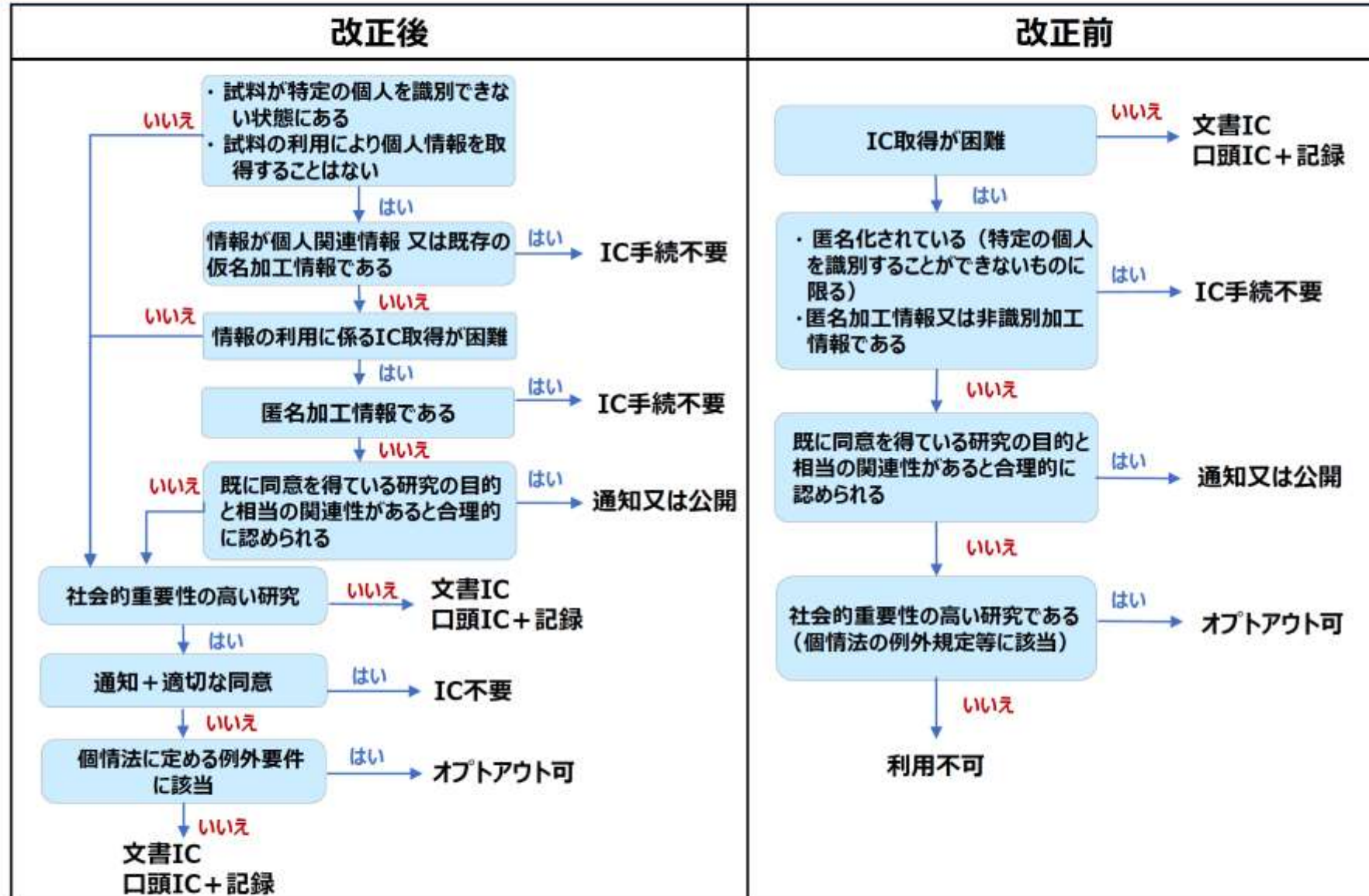
- ・研究対象者等に所要の通知をした上で適切な同意を受ける場合
- ・オプトアウトを実施する場合（改正後個人情報法に定める例外要件に該当する場合に限る。）

#### <試料を用いない研究>

以下の場合に既存試料・情報を用いることが可能。

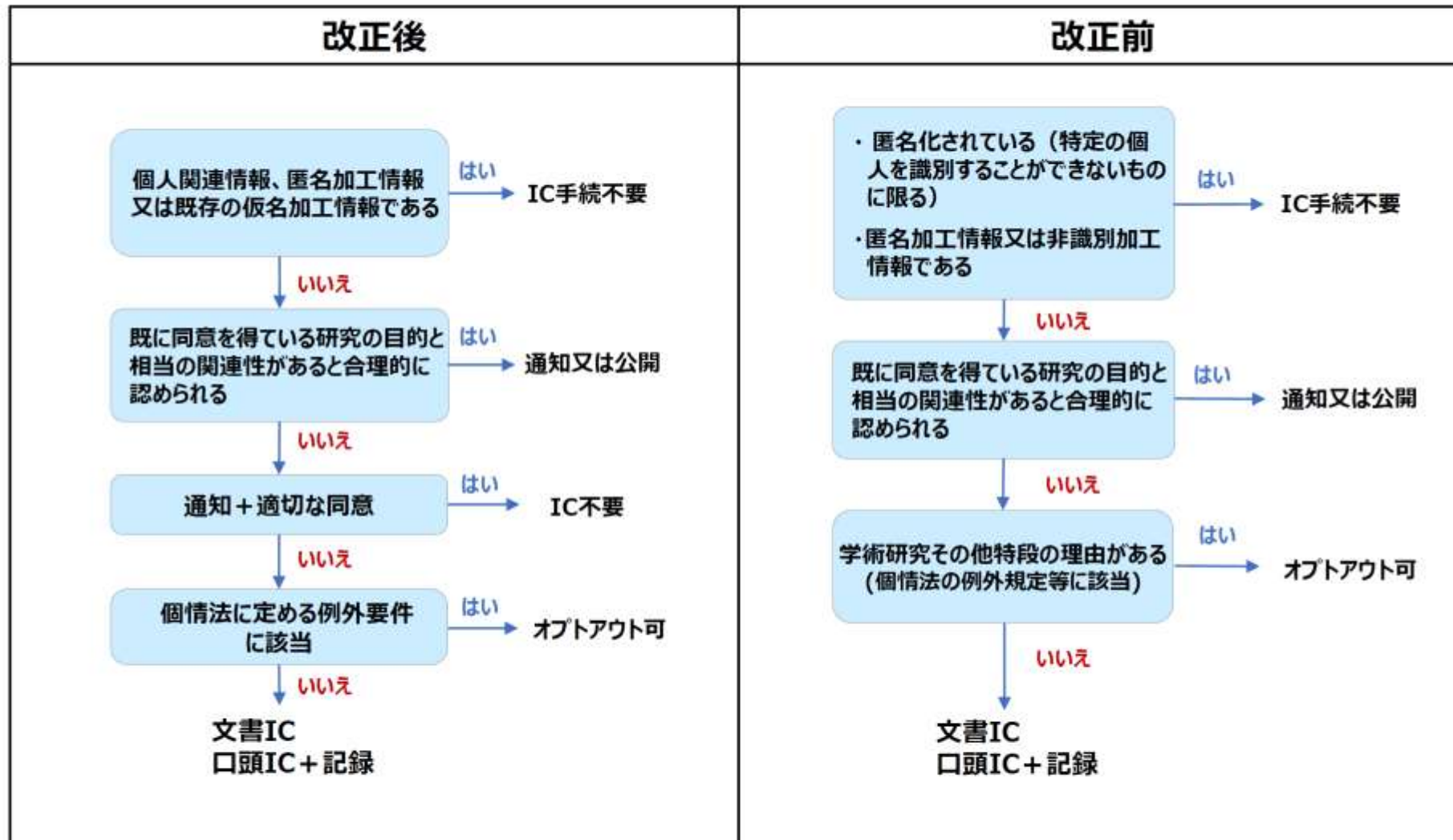
- ・研究対象者等に所要の通知をした上で適切な同意を受ける場合
- ・オプトアウトを実施する場合（改正後個人情報法に定める例外要件に該当する場合に限る。）

# IC手続②-1 自らの機関において保有している既存試料・情報を用いて 研究を実施する場合（**試料**を用いる研究）



フローチャートは、指針に規定される内容をわかりやすく示したものであり、指針の規定が網羅的に反映されているものではないため、研究を実施する際には指針本文及びガイダンスをご参照ください。

# IC手続②- 2 自らの機関において保有している既存試料・情報を用いて 研究を実施する場合（**試料**を用いない研究）



フローチャートは、指針に規定される内容をわかりやすく示したものであり、指針の規定が網羅的に反映されているものではないため、研究を実施する際には指針本文及びガイダンスをご参照ください。

## ②インフォームド・コンセント等の手続きの見直し

3) 他の研究機関に既存試料・情報を提供する場合【 指針第8の1(3) 】

4) 既存試料・情報の提供を受けて研究を実施する場合【 指針第8の1(5) 】

5) 外国にある第三者へ試料・情報を提供する場合【 指針第8の1(6) 】

上記についても、改正により手続きが変更となっています。新しく研究を行う際は、倫理指針ガイダンスを確認するようにお願いいたします。

厚生労働省HP 「研究に関する指針について」

[人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 ガイダンス（令和4年6月6日一部改正）](#)

# 3 改正時期

## 令和5年1月16日（月）施行

- ・ 施行日前にすでに申請されている申請等については適用しない。
- ・ 令和5年1月16日以降に申請する迅速審査、令和5年度第1回研究倫理委員会の通常審査から対象となる。

令和5年1月16日以降は、学内インフォメーション（18. 研究倫理委員会）に掲載する[最新様式](#)をご使用ください。